

# 役員等の報酬総額及び報酬等の支給の基準

## （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人茨城県サッカー協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、この法人役員等の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

## （報酬の区分）

第2条 役員等の報酬は、常勤理事（常勤である理事をいう。以下同じ。）にあっては月額報酬及び賞与とし、非常勤役員等（常勤以外の理事及び監事並びに評議員をいう。以下同じ。）については、日当とする。

## （事業年度の報酬総額）

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき別表に定める報酬の年額を上限とする。

2 評議員に支給する報酬の総額は定款第13条で定める総額を上限とする。

## （月額報酬及び賞与の算定方法）

第4条 常勤理事の月額報酬及び賞与は、別表に定める報酬の範囲内において、理事会で決定する。

2 新たに常勤理事に就任したものには、日割り計算により、その日から月額報酬を支給する。

3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割り計算により、その日までの月額報酬を支給する。

4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

5 月額報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

## （日当の算定方法）

第5条 非常勤役員等の日当は、別表に定める報酬日額の金額とする。

## （支給方法）

第6条 役員等の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬につき本人名義の預金口座への振込を申し出た場合には、その方

法によって支払う。

- 3 役員等の報酬の支給日は公益財団法人茨城県サッカー協会の給与規程に準ずる。ただし、非常勤役員等の日当については、理事会等の開催の都度速やかに支払うものとする。

**( 変更 )**

第7条 この規程は、定款第15条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

**附則**

この規程は、公益財団法人茨城県サッカー協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成27年6月21日に改定し、平成26年1月1日より適用する。

別表（事業年度の報酬総額）

区 分		報酬の額/人		報酬の年額/人	
常 勤	理 事	月 額	200,000円	年 額	2,400,000円
非常勤	理 事	日 額	3,110円	年 額	300,000円
	監 事	日 額	3,110円	年 額	14,000円
	評議員	日 額	3,110円	年 額	14,000円